

出生届 に伴う諸手続き

令和 7 年 8 月時点



手続きには、マイナンバーや本人確認書類の提示、印鑑、追加書類が必要な場合もあります。 内子町

	項 目	手 続 き【必要なもの】	問い合わせ先
☐	戸 籍 住 民 票	* 出生届により記載されます。 * 内子町以外に本籍や住所を置いている方は反映されるまでに 1 週間程度かかります。	住民課 住民異動係 ☎0893-44-6152
☐	住民票コード 住民票に記載のある人に付番する 11 桁の番号	* 住民票コード通知書を交付します。 * 父母または同一世帯員以外が来庁をした場合は、後日郵送します。 * 内子町以外に住所を置いている方は、住所地の市区町村から後日郵送されます。	
☐	個人番号（マイナンバー） 住民票に記載のある人に付番する 12 桁の番号	* 国の関係機関（地方公共団体情報システム機構）から、後日「個人番号（マイナンバー）通知書」が郵送されます。	
☐	内子町国民健康保険	* 資格確認書を交付します。 * 内子町国民健康保険<u>以外</u>の健康保険にご加入の方は、勤務先でお手続きください。	住民課 国民健康保険係 ☎0893-44-6152 （保険税について） 税務課 国民健康保険税係 ☎0893-44-6153
☐	出産育児一時金 一児につき 50 万円 （産科医療補償制度対象の場合）	* 直接支払制度や受取代理制度を利用していない方や、出産費用が50万円未満の方は申請が必要です。 【出産を証明できるもの（母子健康手帳等）・出産費用の明細書・領収書・世帯主名義の口座情報が確認できるもの・世帯主と分娩者のマイナンバーが確認できるもの・直接支払制度利用の有無がわかるもの】 * 内子町国民健康保険<u>以外</u>の保険者から支給を受ける方、制度を利用された方で出産費用が50万円以上の方は、内子町での手続きは不要です。	
☐	産前産後期間の 国民健康保険税軽減の届出	* 【母子健康手帳】をお持ちください。 * 出産した月の前月（多胎児の場合は3か月前）から出産した月の翌々月までの期間の国民健康保険税が軽減されます。	
☐	産前産後期間の 国民年金保険料免除の届出	* 【母子健康手帳・基礎年金番号がわかるもの】をお持ちください。 * 出産した月の前月（多胎児の場合は3か月前）から出産した月の翌々月までの期間の国民年金保険料が免除されます。	住民課 国民年金係 ☎0893-44-6152
☐	いかざき大風合戦 初節句行事について	* 5月5日に開催する初節句行事に参加できます。（満 1 歳になる年度） * 案内状送付を希望する方は、承諾書を提出してください。	町並・地域振興課 観光係 （内子分庁） ☎0893-44-2157
☐	広報うちこ掲載	* お子さんの住所が内子町の方は広報うちこ「うぶごえ」に掲載できます。 * 掲載を希望する方は、承諾書を提出してください。	総務課 広報係 ☎0893-44-6151

	項 目	手 続 き【必要なもの】	問い合わせ先
☐	児童手当 (公務員を除く)	* 出生日の翌日から 15 日以内に、お子さんを養育する方(ご夫婦の場合、原則、所得の高い方)が住民登録している市区町村で手続きをしてください(手続きが遅れると受給できない月分が発生しますので、里帰り出産された方はご注意ください)。 * 第1子の場合は、【請求者名義の口座情報が確認できるもの・請求者の健康保険証または保険情報が確認できるもの①～③のいずれかまたは年金加入証明書(厚生年金加入者)・マイナンバーが確認できるもの(請求者と配偶者)】をお持ちになり、認定請求をしてください。 * 第2子以降の場合は、【請求者の健康保険証または保険情報が確認できるもの①～③のいずれか】をお持ちになり、額改定認定請求をしてください。 * 請求者とお子さんの住所が異なる場合等は追加書類が必要となりますので、係へお問い合わせください。 * 公務員や一部事務組合等特別地方公共団体の正職員である人は、勤務先でお手続きください。 * お子さんが児童養護施設などに入所する場合等、支給されない場合もあります。	こども支援課 児童福祉係 ☎0893-23-9255
☐	子ども医療費助成	* 18歳の年度末までの医療費の自己負担分を助成します。 * 受給者証を交付しますので【子どもの加入予定の健康保険証または保険情報が確認できるもの①～③のいずれか】をお持ちください。	
☐	ひとり親家庭等医療費助成	* ひとり親家庭等で一定の要件に該当する場合に医療費の自己負担分を助成します。 * 助成要件に該当する方は、受給者証を交付しますので【親と子の健康保険証または保険情報が確認できるもの①～③のいずれか】をお持ちください。	
☐	児童扶養手当	* ひとり親家庭等で一定の要件に該当する場合に支給します。 * 支給要件に該当する方は【請求者と児童の戸籍謄本・請求者名義の口座情報が確認できるもの】をお持ちください。	
☐	うちこ子育て応援券	* 出生児の保護者に応援券(36,000 円分)を交付します。 * 内子分庁または小田支所で申請された場合は、券は後日郵送します。	
☐	愛顔っ子応援券 (紙おむつ券)	* 第2子以降の出生児の保護者に紙おむつ券(50,000 円分)を交付します。 * 【母子健康手帳・保護者の本人確認書類】をお持ちになり申請してください。 * 内子分庁または小田支所で申請された場合は、券は後日郵送します。	

	項 目	手 続 き【必要なもの】	問い合わせ先
☐	出産世帯応援事業 ※申請日において、3箇月以上継続して内子町に住民票があること	＊出生のあった世帯に対し、育児用品や家電の購入に要した経費の一部を補助します。 ＊詳しくは、内子町ホームページまたはチラシでご確認ください。	こども支援課 児童福祉係 ☎0893-23-9255
☐	多子世帯リフォーム等支援事業 ※申請日において、3箇月以上継続して内子町に住民票があること	＊出生児に 18 歳未満の兄弟がいる世帯に対し、リフォームや引越に要した経費の一部を補助します。 ＊詳しくは、内子町ホームページまたはチラシでご確認ください。	
☐	赤ちゃん訪問	＊発育発達の確認や、育児相談、乳幼児健康診査等のご案内のため、赤ちゃん全員に実施しています。 ＊産後、保健師がご自宅を訪問します。	保健センター ☎0893-44-6155
☐	予防接種	＊赤ちゃん訪問時に、予防接種手帳を交付します。	
☐	内子町子育て応援ギフト	＊出生した子を養育する方に対し、50,000 円を支給します。 ＊手続きは、赤ちゃん訪問時に行います。	

保険情報が確認できるもの：

- ① 医療保険者から交付された「**資格情報のおしらせ**」（またはその写し）
- ② 医療保険者から交付された「**資格確認書**」（またはその写し）
- ③ マイナポータル内に表示された「**医療保険の資格情報**」画面の写し（またはマイナナンバーカード）
 ※マイナナンバーカードを除く上記書類には、氏名、生年月日、記号、番号、枝番、資格取得日、被保険者氏名又は世帯主氏名、保険者番号、保険者名が記載されていることをご確認ください。
 ※マイナナンバーカードの場合は、カードに設定した数字4桁のパスワードが必要です。

口座情報が確認できるもの：

「**預金通帳**」または「**キャッシュカード**」（またはその写し）

マイナナンバーが確認できるもの：

「**マイナナンバーカード**」または「**通知カード**」